別紙

令和２年度小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業費補助金交付要綱

（通則）

１　小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２　この補助金は、新型コロナウイルス感染症による小学校の臨時休校に伴い、病院内保育所等で臨時・追加的に実施する学童保育に要する経費の財政支援を行うことにより、医療提供体制の維持及び子どもの居場所確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

３　この補助金は令和２年５月 13 日医政発 0513 第２号厚生労働省医政局長通知「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業の実施について」の別紙「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業とする。

（交付額の算定方法）

４　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1)　次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2)　(1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額を交付額とする。

１　基　準　額	２　対　象　経　費
１か所当たり次の（１）から（４）により算出された額の合計額 （１）臨時休校に伴い、午前中から学童の受け入れを行う場合 10,200円×延日数 （２）臨時休校に伴い、新たに終日学童保育の受け入れを行う場合 36,000円×延日数 （３）共済掛金等 200円×臨時・追加的に受け入れた児童数 （４）臨時・追加的に児童受け入れを行うことによる事務手数料 30,000円	小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 保険料 雑役務費 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）

（補助金の概算払）

５　厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむ

を得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

6　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)　事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2)　事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3)　事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5)　補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア．補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第５号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ．補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

(6)　事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(7)　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合は除く。）は、第３号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（申請手続）

７　この補助金の交付の申請は、以下により行うものとする。

ア．補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

（ア）補助事業者は、第１号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

（イ）都道府県知事は、（ア）の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、厚生労働大臣が定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ．都道府県が行う事業の場合

都道府県知事は、第１号様式による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

８　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、７に定める申請手続に従い、令和３年１月３１日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

９　厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として３月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（遂行状況報告）

10　補助事業者は、補助事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第４号様式による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

11　この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して１か月を経過した日（６の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに第２号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（補助金の返還）

12　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

13　特別の事情により４、７、８及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。